平成２４年（フ）第１１７３０号
東京都町田市図師町1701―１―104
債務者　森　　千鶴
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７３３号
東京都品川区大井６丁目14―８―102
債務者　新井　芳江
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７３７号
千葉県千葉市稲毛区稲丘町23―10―201
債務者　山下　直樹
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９０３号
横浜市戸塚区原宿１丁目13番14―105号
債務者　高橋　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０１０号
横浜市保土ケ谷区川辺町４番地の２　市営住宅417号
債務者　鈴木　恵理
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０２５号
横浜市鶴見区汐入町１丁目26番地　第二ハッピーハイツ201号
債務者　伊東　市郎
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２２号
東京都多摩市東寺方１丁目４番地の20ヴィラ桜ヶ丘102
債務者　五十嵐重一
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０１号
栃木県栃木市大平町真弓1561番地３　ナカジマアパート西
債務者　大塚　喜江
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１１０号
栃木県小山市大字間々田755番地24　カシオペアＴ＆Ａ―Ｂ棟101号室、従前の住所茨城県結城市大字結城8606番地26
債務者　渡辺　大祐
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１１１号
栃木県栃木市大平町蔵井458番地３、従前の住所北海道札幌市北区新琴似４条８丁目２番３号
債務者　鈴木　由美
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第７７号
大分県豊後高田市今町1304番地１カネオトアパート203号
債務者　塩原　敏恵（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月３日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第２９号
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1150番地１風越団地２―23、前住所長野県北佐久郡軽井沢町大字発地2785番地298　軽井沢ドギーパーク４号棟402
債務者　小山　朝子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第４２号
長野県小諸市大字柏木229番地10
債務者　尾羽沢澄江
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１６号
大分県豊後大野市三重町百枝2106番地３
債務者　田北　常雄
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第１１４９８号
東京都新宿区市谷台町19―３　第２近藤ビル201
債務者　井上五百子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部